

令和8年4月1日

鹿児島市認知症介護基礎研修受講料補助金交付要綱を次のように定める。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

### 鹿児島市認知症介護基礎研修受講料補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、鹿児島市内に所在する介護サービス事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、介護に直接携わる職員（以下「介護職員」という。）が受講した認知症介護基礎研修（以下「研修」という。）に係る受講料を補助することにより、事業者の経済的負担の軽減を図るとともに、介護人材の確保・定着の支援及び質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保することを目的とする。

#### (通則)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げる事業所を運営し、次の各号のいずれにも該当する者を雇用し、研修受講料の全額を負担している事業者とする。

- (1) 令和8年4月1日以降に事業所に採用された者又は既に採用されており、令和8年4月1日以降に介護に直接携わっている者
- (2) 認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成18年老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）4(1)①に定める研修対象者に該当する者
- (3) 令和8年4月1日以後に、研修を受講している者
- (4) 事業所が新たに採用してから1年以内に研修を受講している者又は令和8年4月1日以降に介護に直接携わるようになり、1年以内に研修を受講している者
- (5) 研修を修了した日以後に、同一の事業所に3月以上引き続いて介護に直接携わって勤務している者
- (6) 第7条の規定による申請の日において、介護に直接携わって勤務を継続している者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員は、

補助対象者としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担した研修受講料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の2分の1とし、予算の範囲内で交付する。

(補助の制限)

第6条 補助対象者は、補助対象経費について他の助成等を受け、又は受けようとするときは、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、被雇用者が第3条各号に規定する要件を満たした日から6月以内に、鹿児島市認知症介護基礎研修受講料補助金交付申請書（別記様式第1号）に研修受講料の領収書その他支払を証明できる書類及び研修の修了を証明できる書類の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の支給の通知等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る内容を審査し、申請者に対し、給付金の支給について通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の通知をした者に対して、速やかに補助金を交付する。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を行った後に、補助要件に該当しない事実又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた事実等が発覚した場合は、申請者に対し補助金の返還を求めるものとする。

(手続きの省略)

第11条 規則第25条の規定により、規則第7条に基づく決定の通知、規則第14条に基づく実績報告及び規則第15条に基づく確定の通知は省略するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う事業所
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所
- (3) 法第8条第25項に規定する介護保険施設
- (4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う事業所
- (5) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所
- (6) 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所

※ただし、法第8条第1項、第8条の2第1項、法第8条第14項及び法第115条の45第1項1号に規定するサービスのうち訪問介護、訪問看護（介護予防訪問看護）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）、福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）及び特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、予防型訪問介護サービス、生活支援型訪問介護サービスを除く。

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者	事業者(法人)所在地	
	事業者(法人)名称	
	代表者(職・氏名)	
	申請に係る担当者名 (連絡先)	(TEL )

鹿児島市認知症介護基礎研修受講料補助金交付申請書

鹿児島市認知症介護基礎研修受講料補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

1. 交付申請（請求）額  円 （受講料×1/2×対象の介護職員数）

2. 対象の介護職員 ※記載欄が足りない場合は、本様式を複数枚作成すること

	(フリガナ) 氏名	当該事業所における 採用年月日(※)	雇用形態	認知症介護基礎研修 受講日
(1)	( )		常勤・非常勤	年 月 日
(2)	( )		常勤・非常勤	年 月 日
(3)	( )		常勤・非常勤	年 月 日

※既に採用されている者については、介護に直接携わるようになった年月日を記入して下さい。

3. 対象の介護職員が現に勤務する事業所

対象の介護職員	(1)	(2)	(3)
事業所名			
サービス種別			

4. 確認事項（以下の質問について、該当しない場合は申請不可）

(1)	対象となる介護職員は、申請日現在も、当該事業所で継続して勤務しているか。	<input type="checkbox"/>
(2)	対象となる介護職員は、医療・福祉関係の資格を有していない職員か。	<input type="checkbox"/>
(3)	研修受講料は、対象となる介護職員を雇用する事業者が全額支払っているか。	<input type="checkbox"/>
(4)	当該研修受講料について、国や県その他公的機関等から助成を受けていないか。	<input type="checkbox"/>
(5)	当該研修受講料の領収書（写）を添付しているか。 ※申請者が、当該研修受講料を全額助成したことが分かる書類も添付すること。 （申請者作成の受領証や給与明細等の写しでも可）	<input type="checkbox"/>
(6)	認知症介護基礎研修を修了した旨の証明書（写）を添付しているか。 ※対象となる介護職員に当該研修を受講した修了証を求め、その写しを添付すること。（eラーニング受講後にPDF形式でダウンロード・印刷が可能）	<input type="checkbox"/>